医師法第16条の3の規定に基づく 令和4年度から研修を開始する研修医の募集定員に係る協議について

○ 各臨床研修病院に係る研修医の募集定員の設定にあたっては、医師法第16条の 3の各項の規定により、地域医療対策協議会への意見聴取を行うこととされている。

< 医師法 >

- 第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医(臨床研修病院(前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。)において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。)の定員を定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、<u>地域医療対策協議会</u> の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。
- 既に厚生労働省から示されている令和4年度から研修を開始する研修医の本県の募集定員の上限が122名であるのに対し、各臨床研修5病院が希望する募集定員の合計は80名であり、本県の募集定員上限の範囲内である。
- また、山梨大学医学部附属病院の研究医育成プログラムについては、令和 4 年度 から厚生労働省が新設し、直接定員管理を行う基礎研究医プログラムに移行するこ ととしており、既に同省から募集定員を1名とする旨の連絡を受けている。
- ついては、県が策定した「臨床研修医の募集定員の算定等に関する考え方」に従い、令和4年度から研修を開始する研修医の募集定員については、**各臨床研修病院が希望する募集定員のとおり認めることとしたい**。(詳細別紙参照)

1. 令和4年度から研修を開始する研修医の本県の募集定員の上限

122名

2. 令和4年度から研修を開始する研修医の各臨床研修病院の募集定員

	R 3	R 4			
臨床研修病院名	確定募集	各病院希望	県算定ルール	調整枠利用	確定募集
	定員数	定員数	定員数 (※1)	定員数(※2)	定員数
山梨大学医学部附属病院	44	41	45	0	41
一般	24	24			24
たすき掛け	13	13		•••••	13
小児科重点 産科重点	2 2	2 2			2 2
研究医育成	3				
山梨県立中央病院	25	25	24	1	25
総合	21	21			21 2
産科重点	2	2			2
小児科重点	2	2			2
甲府共立病院	6	6	5	1	6
市立甲府病院	6	6	6	0	6
山梨赤十字病院	2	2	2	0	2
合 計	83	80	82	2	80
山梨大学医学部附属病院	_	1	_	_	1
(基礎研究医プログラム)	_	1	_	_	1

^{※1 「}臨床研修医の募集定員の算定等に関する考え方(R2.2地対協において承認済み)」による算定。

具体的には、国の上限額(122)から各病院の希望定員数(80)を引いた枠数(42)となる。

^{※2} 調整枠とは、県の裁量で設定できる定員枠のことであり、各臨床研修病院が、県の算定ルールによる定員以上に定員を希望する場合に活用する。

臨床研修医の募集定員の算定等に関する考え方

令和2年4月 山梨県福祉保健部医務課

1. 各病院の募集定員(案)について

各病院の募集定員(案)は、以下の(1)~(5)までの手順により算出する。

- (1) 直近3年間の研修医の受入実績(他病院で中断をした再開者の受入実績も含む)の最大値(小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算分の受入実績を除く)+医師派遣加算を各病院の基本定員(=A)とする。
- ※ 指定から3年間(医師不足地域以外は2年間)経過していない病院は実績0人であってもAを2人とする。
- ※ 医師確保が必要な地域以外(甲府市、中央市内)に所在する病院は、直近2年間の実績が0人の場合は、Aを0人とする。
- (2) 各病院のAの値の合計 (= A') が、国から示された県の募集定員の上限 (= B) を超える場合は、Aの値を調整する。(= $A \times B / A$ ')
- (3) 各病院が希望する募集定員 (=C) が (2) まで計算した値を下回る場合はC の値とする。
- (4) 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算は、(3)まで計算した値が 20 人以上の場合に4人分を加算する。

ただし、(2)により調整した値が 16 人以上となる病院で、特例加算を希望する場合は 4 人分を加算する。

- (5) (1) \sim (4) までの手順で算出した値について、以下の定員調整等を行う。

 - ② 医師確保が必要な地域以外(甲府市、中央市内)に所在する病院で、基幹型臨床研修病院の指定基準を満たし、かつ、協力型臨床研修病院として2年間研修を行ったことに相当する実績がある場合、値が0人であっても募集定員を2人とする。
- (6) 研修体制に不適切な事例 (アルバイト診療等) があった場合は、募集定員の減員を行う。

2. 募集定員(案)の調整

(1) 調整枠による追加配分等の調整

国から示された県の募集定員の上限に1(5)の調整分を加えた数から、各病院の募集定員(案)の合計を差し引いた値を調整枠とし、各病院の希望に応じた募集定員の追加等の調整に利用することができる。

調整枠

県の募集定員の上限 + 1(5)調整数 - 各病院の募集定員(案)の合計

(2) 調整にあたっての注意事項

- ① 追加の配分は、県と受入病院の同意があればよい。(管内の全ての臨床研修病院の同意は必要なし。)
- ② ある病院の定員を減らし、他の病院に配分する場合は、減らす病院と増やす病院の同意が必要(管内の全ての臨床研修病院の同意は必要なし。)
- ③ 1(5)の調整により2人となっている病院に追加で定員を配分する場合は、当該調整はなかったものとする。
- ④ 研修体制に不適切な事例(研修プログラムに定められていない病院等で研修 医が診療を行った場合など)があり、募集定員を減員された病院に追加で定員 を配分する場合は、減員の趣旨を踏まえ、適切に勘案する。
- ⑤ 調整の結果、ある病院の募集定員を20人以上(A×B/A'調整を行う病院で、特例加算を希望する場合は定員が16人以上)とした場合、別途4人の産科・小児科プログラムの特例加算が追加される。(調整後20人未満とした場合は、特例加算は適用されないものとする。ただし、A×B/A'調整を行う病院にあって16人以上の場合は希望により特例加算を適用。)
- ⑥ 募集定員が0人の病院に、定員を配分する際は、最低2人の定員配分が必要。 (県の調整により定員を1人配分し、1(5)による調整を行うことはできない。)
- ⑦ 研修医の募集定員の調整は、管内の大学病院や臨床研修病院などの意見を聞いて行うことが望ましい。
- (3) 調整の具体例

【事例1】

募集定員が 15 人の病院を調整枠により+5 人とした場合、定員が 20 人となるため、特例加算 (+4 人) が追加され、以下のとおりとなる。

当初定員数 15 人

↓調整枠 +5 人

20 人

→特例加算+4 人

24 人 (小 2、産 2、他 20)

※ 特例加算分は調整枠の範囲内となるため、調整枠は+9 人必要となる。

【事例2】

募集定員が24人の病院(特例加算を含む)を調整による減5人とした場合、特例加算を除く定員が15人となるため、特例加算(+4人)の追加対象外となり、以下のとおりとなる。

当初定員数 24 人(小 2、産 2、他 20)

↓ 調整による減5 人

19 人(小2、産2、他15)

→ 特例加算なし(4 人分)

15 人

※ 特例加算分は調整枠の範囲内であるため、調整枠は実質 9 人増となる。(9 人分は他の病院へ配分可能)

【事例3:A×B/A'調整を行う病院で特例加算を希望する場合】

A×B/A'調整の結果、募集定員が 24 人の病院(特例加算を含む)を調整による減4 人とした場合、特例加算を除く定員が 16 人となるが、A×B/A'調整を行う病院で特例加算を希望する場合は特例加算(+4 人)の追加対象であり、以下のとおりとなる。

当初定員数 24 人(小 2、産 2、他 20) ↓調整による減 4 人 20 人(小 2、産 2、他 16)

※ 調整による減4人分は他の病院へ配分可能

【事例4:A×B/A'調整を行う病院で特例加算を希望しない場合】

A×B/A'調整の結果、募集定員が 24 人の病院(特例加算を含む)を調整による減4 人とした場合、特例加算を除く定員が 16 人となるため、A×B/A'調整を行う病院で特例加算を希望しない場合、特例加算(+4 人)の追加対象外となり、以下のとおりとなる。

当初定員数 24 人 (小 2、産 2、他 20)

↓ 調整による減4人

20 人 (小 2、 産 2、 他 16)

→ 特例加算なし(4 人分)

16 人

※ 特例加算分は調整枠の範囲内であるため、調整枠は実質 8 人増となる。(8 人分は他の病院へ配分可能)

【事例5】

募集定員が 15 人の病院の募集定員を 22 人(特例加算を含む)にする場合、調整枠と特例加算の関係は以下のとおりとなる。

当初定員数 15 人

↓ 調整枠 +5 人

20 人

→特例加算+4 人

24人(小2、産2、他20)

→病院の辞退等による減2人

22人(小2、産2、他18)

※ 特例加算分は調整枠の範囲内となるため、調整枠は+9 人必要となる。(病院の 辞退退等による減 2 人分は他の病院へ配分不可)

3. 募集定員の決定

各病院の募集定員は、各病院の募集定員(案)に調整枠の追加配分など必要な調整を行い、地域医療対策協議会での意見聴取を踏まえ、決定する。

4. 募集定員決定までの流れ(予定)

- 1月 国(関東信越厚生局)からの県の募集定員上限の提示
- 2月~3月 各病院への希望募集定員の確認 各病院の募集定員(案)の算定と追加配分等の調整 地域医療対策協議会への意見聴取 各病院の募集定員の決定と通知